平成２３年（フ）第４２１号
沖縄県浦添市西原２丁目10番25―205号　宮荘
債務者　神谷　　功
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第４３６号
沖縄県那覇市字大道133番地　ＫＹビル201大浜方、住民票上の住所沖縄県那覇市前島２丁目18番16号　幸アパートＢ―302
債務者　峰原　惠三
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第４４３号
沖縄県那覇市字国場1170番地６丸茂アパートＢ―207
債務者　城間　芳子
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第４６４号
和歌山県岩出市森136番地の２
債務者　平松　　純
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４６８号
和歌山県岩出市今中162番地の13
債務者　松本　茂弘
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４６９号
和歌山県岩出市今中162番地の13
債務者　松本　正美
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４７８号
和歌山市中之島345番地の35　東雲荘２―３号室
債務者　大装建設こと　名尾　明洋(旧姓下津)
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４８７号
和歌山県岩出市金屋230番地の５　シャルマンフジ岩出弐番館516号室
債務者　西森　明彦
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４９０号
和歌山市吉里２番地
債務者　井村　敏春
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４９１号
和歌山市中286番地の15
債務者　宇治田美和
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４９４号
和歌山市六十谷1074番地の５
債務者　北野　順代
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４９６号
和歌山市土入228番地の９
債務者　硲　ゆり子
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４９９号
和歌山市西小二里３丁目５番71号
債務者　河本　千佳（旧姓石飛）
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１４１号
山口県下松市大手町１丁目４番19号アクセス１―104号
債務者　村上　芳枝
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第２５３１号
名古屋市千種区今池５丁目33番17号　マンション青柳305号
債務者　宮木　　章
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１号
長崎県島原市柿の木町2954番地　つつじ204、前住所長崎県島原市新馬場町831番地４
債務者　中村　　収
1　決定年月日時　平成23年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第３８２号
北海道旭川市曙１条７丁目２番４号　ＨＡＺ―01―２Ｆ202号室
債務者　乙竹　恭子
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月11日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部